

『緑の循環』認証会議大綱
(S G E C : Sustainable Green Ecosystem Council)

持続可能な森林経営の実現に森林認証が有効な手段であることが広く認識されてきている。また、温室効果ガスの吸収源である森林の適正な評価と認証が重要となっている。

我が国にふさわしい森林認証制度として「『緑の循環』認証会議」(以下、「S G E C」という)を創設し、持続可能な森林経営とそこから産出される林産資源の循環利用を促進する制度として展開し、我が国の森林管理水準の向上に資するとともに、地球温暖化防止や都市を含む地域社会の生活に貢献する制度として、広く普及していくこととする。

1 S G E C 森林認証の基準

S G E C 森林認証の基準づくりに当たっては、健全にして持続可能な森林の維持・管理の水準を向上させることを主目標とする。

その基盤は、現行の森林計画、保安林などの法制度、特に森林施業計画の活用におきつつ、国際性を十分に具備するため、モントリオールプロセスなどの基準・環境マネジメントシステムを日本の森林経営の現状に即して導入する。

基準のうちで特に、生物多様性など森林生態系機能の維持及び森林の水土保持など森林の環境機能の増進に重点をおく。

実施に当たっては、地域の実態に対応した認証単位とモニタリング手法を選定し、同時に森林資源の循環利用を促進すべく、認証森林からの林産物が広く認知されるよう努める。

これらの体制を総合的にすすめることによって、都市住民を含む地域社会の福祉とともに、地球的規模の温暖化防止に貢献することが期待される。

以上の考え方にに基づき、S G E C 森林認証の基準としては、次のような内容を提案する。

基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

対象森林の具体的内容(位置、所有・管理・権利、法的規制、林種別面積・材積など)が明確に示されており、また、所有者自らの管理基本方針に基づいて、当該森林についての施業計画が作成されている。

基準2 生物多様性の保全

生物多様性の保全計画は、ランドスケープレベルから代表的生態系タイプごとの管理計画が定められ、また、絶滅危惧類、絶滅危惧類、準絶滅危惧に属する種のほか、貴重な自然植生があればそれらが保護されている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

土砂流出防止や水資源保全のために、森林の伐採・集運材や林道開設に当たって細心の注意が払われ、また、水系を化学物質による汚染から守る配慮がなされている。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

伐採は、持続的森林経営の理念に基づき計画的に行われ、伐採方式は原則として非皆伐又は小面積皆伐がとられている。更新は施業履歴を参照しつつ適地適木の原則に基づき行われ、続いて適正な保育及び間伐が行われている。

山火事や病虫獣害の防止について普及指導を含む適切な対処がとられ、また、農薬など化学物質の使用に注意が払われている。

基準5 持続的森林経営のための法的・制度的枠組

関係する法律・条例等が順守されるとともに、地域社会の慣習的権利が尊重される。また、管理委託者や林業従事者に対しては、管理方針の理解を得るとともに、従業員に対して、生活、健康及び安全面での日常的配慮がなされている。

基準6 社会・経済的便益の維持及び増進

市民ができるだけ森林に接触する機会を提供することに努める一方、入林者に対する環境教育や安全対策にも努める。森林管理に当たって、景観、野外レクリエーションにも配慮がされ、文化的・歴史的に価値ある森林は保護されている。

また、認証森林の二酸化炭素吸収源としての機能を高めるとともに、認証森林からの林産物を消費者に適正に提供するために他と仕分けするよう努めかつ多用途に有効活用する。

基準7 モニタリングと情報公開

管理計画の見直しに役立てるため、森林の現況及び管理の状態を定期的にモニタリングし、その概要は原則公開とする。

対象森林について、施業記録のほか観察記録を極力残すとともに、自治体などによる広範囲の動植物モニタリングに協力態勢がある。

2 S G E Cの組織及び運営

(1) S G E Cは、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される林産物の有効な利用を推進し、循環を基調とする社会構築により、資源循環型の潤いのある生活の広がりや緑豊かな自然環境の保全に資することを目的として運営する。

(2) S G E Cは、次の事業を行う。

ア S G E C森林認証システム及びその森林から産出される林産物を扱う S G E C分別・表示システムの運営

イ 審査機関の認定及びコンサルタント機関の登録

ウ 海外の認証機関との連携

エ 持続可能な森林経営に関する調査、普及 など

(3) S G E Cには、S G E Cの運営に関する重要事項を議決する会長を長とする理事会を設置し、その下に業務を遂行する事務局と審査機関の業務運営を監査する監査委員会を設ける。

(4) S G E Cの目的が広く合意形成されたものとするため、各分野の有識者及び学識経験者で構成される評議会を設置し、S G E Cの基本的運営事項を審議し会長に助言する。

(5) S G E C森林認証システムでは、申請者からの申請(コンサルタント機関による代行もできる)により、森林認証基準に基づく審査機関からの審査報告を受けたS G E Cは、監査委員会の議を経て申請者に対し、認証森林の認証書を交付する。また、審査機関は、認証森林に対し年1回の定期審査を行い、適正な運営管理の状況を確認する。

(6) S G E C分別・表示システムでは、事務手続きは前項と同じとし、申請者に対しS G E Cは認定事業体の認定書を交付する。さらに、S G E Cは認定事業体の申請によりラベル、フラッグ等の表示ツールを頒布する。

(7) 審査機関の認定に当たっては、申請主体とは独立した公平で中立な判定と精度の高い審査が実施できる機関であり、他の森林認証制度とは独立した機関的役割を担う機関であることを要件とする。

(8) コンサルタント機関の登録に当たっては、的確かつ円滑に申請者への助言あるいは代行業務を行う機関であることを要件とする。

(9) S G E Cに賛同し、賛助及び支援会員として寄附協力が得られる支持会員を募る。

(10) 森林認証に関するグローバルな活動に積極的に参画し、国際社会と連帯していくなかでS G E Cのアピール活動を対外的に行い、S G E Cの国際性をふまえ相互承認の仕組みを検討する。特に、森林・林業構造、自然・文化的条件に共通性が多く、経済・社会的にも密接な関係にある、近隣アジアの国や地域との連携に努めるものとする。

(11) 我が国の「地域材」が尊重されることが重要であり、S G E Cが貢献できる仕組みを「地域材」と連携し確立していくものとする。

(12) 財政運営は、当面、支持会員等の支援を受けながらS G E Cの普及に努め、自

立した財政運営を確立する。

3 S G E C 分別・表示システム

(1) S G E C 森林認証された森林から産出される林産物(以下、「認証林産物」という)が、適正にユーザーサイドに提供されるよう、分別管理と表示管理を的確に推進することにより、S G E C の目的を保証し、信頼と安心の認証システムとしての機能を確立する。

(2) 認証林産物の取扱を業務とすることを公開する事業者は、S G E C における認定事業者としての認定を必要とする。認定事業者の業種は、認証林産物に係わる流通、加工、販売、建築・設計等の広い分野の業種を対象とする。

(3) 認定事業者は、認証林産物が保管、加工、流通の各段階で特定し明示できるよう、分別管理と表示管理を確立しなければならない。審査機関による事業者への認定審査及び年1回の定期審査は、その体制整備及び運営管理状況を重要な審査基準とする。

(4) 認定事業者は、保管、製造加工、出荷などの各工程において、認証林産物が非認証の他の林産物と混在しないように分別して管理するとともに、その資料を整備する。

(5) 認定事業者は、分別管理した認証林産物を、S G E C が制定したS G E C マークを付した標識看板、フラッグ、シート、ラベル、押印スタンプなどの表示ツールで明示する。また、認証林産物による製品にラベルなどの表示ツールを付して販売することができる。

(6) S G E C 認証システムの進展を図るため、地域ごとに当システムの参画者及び賛同する団体、企業等で構成する、S G E C 地域推進会(仮称)の結成に努め、認証林産物の流通情報の交換・開示、認証林産物予約システムの確立などを行う。

(7) S G E C 認証システムが、市民参加型の運営により普及を図っていくため、S G E C の趣旨に賛同する者を広く募り、緑の循環サポートクラブ(仮称)の結成に努める。